

10年保存

機密性 2

平成 27 年 5 月 18 日から
平成 37 年 5 月 17 日まで

基監発 0518 第 1 号
平成 27 年 5 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施及び企業名の公表に当たり留意すべき事項について

標記については、平成 27 年 5 月 18 日付け基発 0518 第 1 号「違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施及び企業名の公表について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、本取組の具体的な実施に当たっては、下記事項に留意の上、適切な対応に遺憾なきを期されたい。

記

1 取組への姿勢（局長通達記の 1 及び 2 関係）

本取組における貴職からの是正指導は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号に規定する行政指導であり、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実施されるものであること。

また、企業名の公表は、対象とする企業に対する制裁として行うものではなく、他の企業における遵法意識を啓発し、労働基準関係法令違反の防止の徹底や自主的な改善を促進させ、もって、同種事案の防止を図るという公益性を確保することを目的とする情報提供であること。

2 取組の対象とする企業（局長通達記の 3 関係）

(1) 「中小企業に該当しない企業」について

「中小企業」とは、以下のいずれかの事業主に該当するものであること。

ア 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて、下記イからエまでに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が百人以下の事業主であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が百人以下の事業主であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が五十人以下の事業主であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 「労働時間、休日又は割増賃金に係る労働基準法違反が認められること」について

以下のいずれかの法条項違反が認められるものであること。

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

ウ [REDACTED]

(3) 「相当数の労働者」について

[REDACTED]
[REDACTED] 10人以上の労働者又は当該事業場の4分の1以上の労働者としたものであること。

(4) 「概ね1年程度の期間」について

[REDACTED]
[REDACTED] 概ね1年程度としたものであること。

(5) 「3箇所以上の事業場」について

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 3箇所以上の事業場としたものであること。

3 取組に係る違法な長時間労働の実態が認められた場合の具体的対応

(1) 監督指導時の措置

監督指導において、局長通達記の3(1)、(2)及び(3)の実態（以下「違法な長時間労働の実態」という。）が認められる場合には、指導票において以下の事項を記載し、交付すること。

① [REDACTED]
[REDACTED]

② [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 監督結果の復命

[Redacted]

(3) 違法な長時間労働の実態が認められる事案に係る労働基準監督署から本省への報告

ア 労働基準監督署（以下「署」という。）が実施した監督指導において、違法な長時間労働の実態が認められる場合、署は、局労働基準部監督課（以下「局監督課」という。）を経由し、速やかに、[Redacted]

[Redacted]本省監督課監督係あて報告すること。また、局が実施した監督指導の場合においても、同様に取り扱うこと。

なお、この場合、平成27年3月30日付け基監発0330第3号「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に当たって留意すべき事項について」記の1(3)に基づく報告は要しないこと。

イ [Redacted]

(4) 本省から本社管轄局への情報提供

本省監督課監督係は、上記(3)アに基づく報告を2回以上受けた場合、本件取組の対象となる可能性がある事案として、報告を受けた情報を、本社管轄局に対して提供すること。

(5) 本社管轄局における具体的対応

上記(4)の情報提供を受けた本社管轄局においては、次のア又はイに示す場合に応じて対応すること（別添を参照のこと。）。また、[Redacted]

[Redacted]所

要の措置を講ずること。

なお、監督指導の実施、措置等については、あらかじめ本省監督課監督係と協議を行うこと。

ア [Redacted]

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

(ウ) [Redacted]

[Redacted]

a [Redacted]

[REDACTED]
[REDACTED]
b [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

イ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

4 取組の実施方法（局長通達記の4関係）

(1) 貴職による是正指導

ア 企業の経営トップの呼出

貴職による是正指導は、企業の経営トップ（労務担当役員等を含む。以下同じ。）を局へ呼び出して実施することとし、下記イ及びウを同一の機会に実施すること。

イ 是正指導の実施

上記3の(5)において、違法な長時間労働の実態が認められた事業場を管轄する署の署長名による是正勧告書を、貴職から当該企業の経営トップに交付すること。

この際、当該事業場を管轄する署の署長も交付に立ち会うこと。

ウ 全社的な早期是正に向けた指導

違法な長時間労働の実態について、全社的な早期是正を図る旨を内容とする本社を管轄する署の署長名による指導票を、貴職から企業の経営トップに交付すること。

この際、当該本社を管轄する署の署長も交付に立ち会うこと。

エ 是正及び改善報告先

上記イ及びウの是正勧告書又は指導票に記載された署あて報告させること。

(2) 是正指導を行った事実の公表

記者クラブへの投げ込み等を行うとともに、局ホームページに掲載すること。
[REDACTED]
[REDACTED]

(3) 厳正な対応

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

別添

違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する
都道府県労働局長による是正指導の実施及び企業名の公表スキーム

